

○観光立県かごしま県民条例

平成21年3月27日条例第9号
改正 平成22年3月26日条例第13号
平成29年3月24日条例第7号
令和3年3月26日条例第13号
令和3年10月15日条例第37号

観光立県かごしま県民条例をここに公布する。

観光立県かごしま県民条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 観光立県の実現に関する基本的施策（第8条—第20条）

第3章 鹿児島県観光立県推進会議（第21条—第27条）

附則

私たちのふるさと鹿児島県は、南北約600キロメートルに及ぶ広大な県土を有し、世界自然遺産である屋久島並びに奄美大島及び徳之島、我が国最初の国立公園である霧島、鹿児島湾に悠然と浮かぶ桜島、天然の砂蒸し温泉のある指宿や希少な野生動植物の宝庫である奄美の島々など、豊かな自然環境に恵まれている。また、我が国の南に位置し、上野原遺跡などが示すように先進的な縄文文化が栄え、鉄砲やキリスト教の伝来の地となるなど、古くからアジア地域をはじめとする諸外国とも積極的に交流を進めてきた。これらの交流により、開放的で親しみやすく進取の気性に富んだ人柄を生み、我が国の近代化の出発点である明治維新において中心的な役割を担った先人、優れた作家、画家などの芸術家を輩出してきた。さらに、多様な食文化や伝統がはぐくまれ、県民が誇りと愛着を持つ地域社会や歴史がつくられてきた。

観光産業は、宿泊業や旅行業のみならず、本県の基幹産業である農林水産業や運輸業、製造業その他の産業とも密接な関係を有する総合的な産業であり、観光の振興を図ることは、観光旅行者による消費の拡大などの直接的な効果にとどまらず、観光旅行者と地域の人々との交流、相互理解を促進し、地域における雇用の増大、地域経済の活性化、潤いのある豊かな生活環境の創造等にもつながるものである。

このため、私たちは、観光の振興を図ることで活力ある地域社会づくりに資する観光立県を目指して、豊かな自然環境、伝統や歴史を生かした観光に関する取組を進めてきたが、近年の人々のゆとりと安らぎを求める志向の高まり等を背景とした体験、本物志向といった観

光旅行者の需要の高度化や少人数による観光旅行の増加のほか九州新幹線等の交通基盤の発達など観光をめぐる状況は大きく変化しており、これに適切に対応しつつ、観光立県を実現するためには、私たち県民一人一人が観光立県に対する理解を深め、その重要な担い手としての認識をはぐくむことが必要である。

ここに、県、市町村、県民、観光関係事業者等の共生と協働により、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、観光立県の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光関係事業者（観光に関する事業を営む者をいう。以下同じ。）及び観光関係団体（観光の振興を目的として、観光関係事業者、関係行政機関等が構成する団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、観光立県の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会づくり、地域経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 観光立県の実現に関する施策は、すべての者が地域における創意工夫を生かした主体的な取組を行い、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ることが、県民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力ある地域社会の形成のため重要であるとの認識の下に講ぜられなければならない。

2 観光立県の実現に関する施策は、観光産業が多様な事業活動から構成され、地域経済において重要な役割を担っていることにかんがみ、県、市町村及び県民等（県民、観光関係事業者及び観光関係団体をいう。以下同じ。）の共生と協働（相互に特性や役割を認識し、及び尊重し合いながら、対等な立場で、協力することをいう。）により行われるよう講ぜられなければならない。

3 観光立県の実現に関する施策は、自然との共生に配慮されるとともに、地域の自然、景観、歴史、文化、食、伝統、歴史的風致その他の観光資源（以下「地域の観光資源」という。）が良好に保全され、積極的に活用及び創出されるよう講ぜられなければならない。

4 観光立県の実現に関する施策は、県民等が地域の観光資源に関する理解を深め、おもてなしの向上に努めるとともに、観光立県の実現の担い手となる人材の育成が図られるよう講ぜられなければならない。

5 観光立県の実現に関する施策は、高齢者、障がい者、外国人等すべての者が安心して快適に観光ができる環境が整備されるよう講ぜられなければならない。

6 観光立県の実現に関する施策は、市町村の区域又は県の区域を超えた広域的な取組が行われるとともに、県民等の相互交流の促進が図られるよう講ぜられなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村及び県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう総合調整及び必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、観光立県に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する観光の振興に関する取組に積極的に参画するよう努めるものとする。

2 県民は、地域の観光資源に関する理解を深めるとともに、おもてなしの心をもって観光旅行者を温かく迎えるよう努めるものとする。

(観光関係事業者の役割)

第5条 観光関係事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて観光旅行者に対するサービスの向上に努めるとともに、地域における他の事業活動と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光関係事業者は、基本理念にのっとり、地産地消（県内で生産される農畜産物、林産物又は水産物を県内で消費し、又は利用することをいう。次条第2項において同じ。）に取り組むよう努めるものとする。

3 観光関係事業者は、県又は市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第6条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、業種の枠を超えた連携を図りながら、その事業活動を行うよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、地産地消、観光に関する情報の発信、観光旅行者の誘致、受入れの体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。

3 観光関係団体は、県又は市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への要請及び支援)

第7条 県は、観光立県の実現における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村に対し、その区域の特性に応じた観光の振興に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する観光立県の実現に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村がその区域の特性に応じた観光の振興に関する施策を実施するために必要な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

第2章 観光立県の実現に関する基本的施策

(観光立県の実現に関する基本方針)

第8条 知事は、観光立県の実現に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を策定しなければならない。

2 基本方針は、観光立県の実現に関する主要な目標値及び実施する施策について定めるものとする。

3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本方針を策定しようとするときは、鹿児島県観光立県推進会議の意見を聴くとともに、県議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(施策の実施状況の報告等)

第9条 知事は、基本方針に定められた期間の中間年度及び最終年度における観光立県の実現に関する施策の実施状況及びその成果を取りまとめ、県議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(競争力の高い魅力ある観光地の形成)

第10条 県は、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 市町村、観光関係事業者及び観光関係団体と連携した地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保に関する施策

(2) 地域の観光資源の保全、活用及び創出に関する施策

(3) 観光旅行者の来訪に必要な宿泊施設、郷土料理の提供施設、地域特産物の販売施設、案内施設その他の観光に関する施設(次号において「観光関係施設」という。)、交通施設等の整備に関し必要な施策(次号に掲げる施策を除く。)

(4) 高齢者、障がい者、外国人等特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる観光

関係施設、交通施設等の整備に関し必要な施策

(5) 観光旅行者の移動の利便の増進、情報通信技術を活用した観光旅行に関する情報の提供等に関する施策

(観光を担う人材の育成)

第11条 県は、観光立県の実現に寄与する人材の育成を図るため、観光に関する事業に従事する者及び観光に関する活動に携わるボランティアの知識及び能力の向上に関し必要な施策を講ずるものとする。

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第12条 県は、アジア地域からの観光旅客をはじめとする外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、海外における観光宣伝活動の実施、県内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、通訳案内のサービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の来訪の促進等)

第13条 県は、観光旅行者の来訪の促進を図るため、地域の観光資源に関する広報活動及び観光旅行に関する情報の提供を行うものとする。

2 県は、市町村がその区域を超えて行う観光の振興に関する施策への取組を支援するとともに、県の区域を超えた広域的な観光の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(相互交流の促進)

第14条 県は、経済、文化、スポーツ等による国際相互交流並びに県内及び他の都道府県との間における相互交流を通じて、観光立県の実現を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第15条 県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光旅行における事故の発生の防止、安全で安心なまちづくり等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓等)

第16条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、エコツーリズム、グリーン・ツーリズム（主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しながら自然、文化、食等に関する知識及び理解を深めるための活動をいう。）、ヘルスツーリズム（優れた自然の風景地を訪れ、その地域の自然、温泉等を利用し、心身の健康を回復し、又は保持増進するための活動をいう。）その他の多様な観光旅行の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、スポーツキャンプ（スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿をいう。）、スポーツの競技会等の誘致を図るとともに、市町村及び県民等による誘致を促進するため、スポーツ施設等に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるものとする。

（観光地における環境の保全）

第17条 県は、観光地における環境の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に関する知識の普及、理解の増進等に必要な施策及び環境の保全に関する規制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 観光旅行者は、県又は市町村が実施する観光地における環境の保全を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

（啓発及び学習の推進）

第18条 県は、県民の観光に関する理解を深めるとともに、おもてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取組への参画を促進するため、啓発並びに学校教育及び社会教育における観光に関する学習の推進に努めるものとする。

（統計調査その他の調査及び研究）

第19条 県は、観光立県の実現に関する施策を効果的に推進するため、統計調査その他の必要な調査及び研究を行うものとする。

（財政上の措置）

第20条 県は、観光立県の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 鹿児島県観光立県推進会議

（推進会議）

第21条 観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県観光立県推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

（1）基本方針に関し、第8条第4項に規定する事項を処理すること。

（2）知事の諮問に応じ、観光立県の実現に関する事項に関し、調査審議すること。

3 推進会議は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

（組織等）

第22条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、観光に関して優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第23条 推進会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第24条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第25条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第26条 推進会議の庶務は、観光・文化スポーツ部において処理する。

(平22条例13・平29条例7・令3条例13・一部改正)

(委任)

第27条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 観光審議会条例（昭和30年鹿児島県条例第34号）は、廃止する。
- 3 第8条の規定による基本方針は、この条例の施行の日からおおむね1年以内に策定されなければならない。
- 4 推進会議の委員の任命に当たっては、男女の多様な意見が適切に反映されるよう配慮す

るものとする。

- 5 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、観光立県の実現を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。

附 則（平成22年3月26日条例第13号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第7号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第13号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月15日条例第37号）
この条例は、公布の日から施行する。